

「大型施設を有する公園の今後のあり方検討」（報告） ～到津の森公園観覧車の再稼働について～

1 経緯

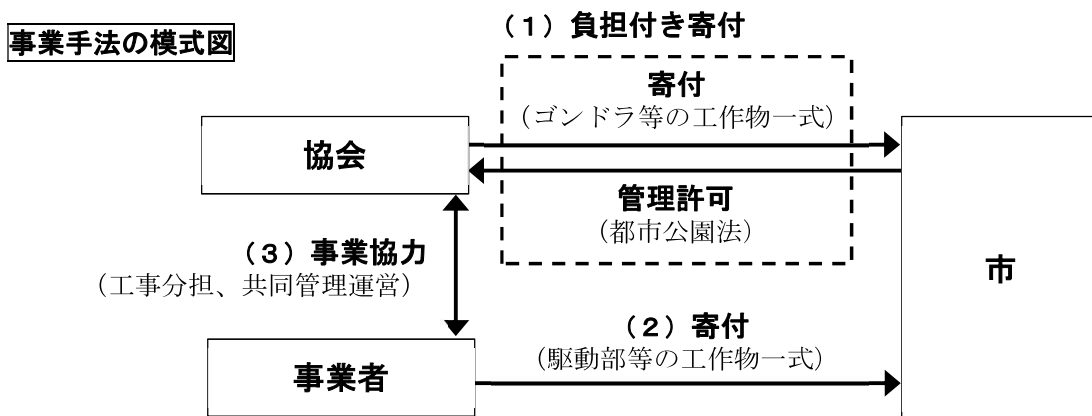
到津の森公園の観覧車は、設置から約30年が経過し、老朽化により、平成29年1月から運転を停止している。そのため、平成30年度に「大型施設を有する公園の今後のあり方検討」を実施し、施設の現状、利用状況及び収入、改修にかかる費用などについて調査を行った。その結果、観覧車の改修には多額の費用がかかることから、再稼働には民間活力の活用が必要であるとの結果に至った。

その後、指定管理者である（公財）北九州市どうぶつ公園協会（以下、「協会」）及び観覧車を管理する株式会社スカイパーク（以下、「事業者」）から、再稼働に向けた改修工事の実施や費用負担等の提案を受けた。

そこで、再稼働に向けた事業手法やスケジュールなどについて報告するもの。

2 事業手法

市は、協会及び事業者と協力して観覧車の再稼働に向けて取り組む。



(1) 負担付き寄付（協会から市への寄付）

- ・協会は、ゴンドラ等の改修を行い、市に寄付する。
- ・協会は、寄付に当たり、再稼働後10年間の管理運営及びそれに伴う料金収受を認めることを条件としている。
- ・市は協会に対して、観覧車の管理運営について、指定管理業務から除外し、都市公園法に基づく管理許可を与える。

⇒地方自治法に定める負担付き寄付に該当（一般議案として6月議会に提出予定）

(2) 事業者から市への寄付

- ・事業者は、駆動部等の改修を行い、市に寄付する。

(3) 協会と事業者の事業協力

- ・協会は、事業者と改修工事を分担し、共同で観覧車の管理運営を行うこととしている。

3 協定の締結

事業実施にあたり、市、協会及び事業者で基本的な事項に関する協定を締結する。

【協定の主な内容】

- ・事業の趣旨・目的
- ・業務や責任の分担
- ・施設の管理運営に関する事項
- ・協定の解除 など

4 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和2年6月議会 議案の提出（一般議案、条例議案）
 - 一般議案 … 協会から市への負担付き寄付について
 - 条例議案 … 都市公園条例から観覧車の利用料金の規定削除について
- (2) 令和2年7月 協定締結
事業着手
- (3) 令和3年4月以降 供用開始

※ 負担付き寄付とは

地方自治法第96条第1項第9号に規定する「負担付き寄付」とは、寄付の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その寄付の効果に何らかの影響を与えるようなものを指す。